

▶ [サイトマップ](#)

[法務省ホームページ](#)

# 法務局

▶ [本文](#) ▶ [各法務局の所在地・連絡先](#) ▶

文字サイズ [標準](#) [拡大](#)

[色変更](#)・[音声読み上げ](#)・[ルビ振り](#) ▶

不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」  
特別出演 更生ペンギンの「ホゴちゃん」  
特別出演 法教育マスコットキャラクター「ハウリス君」

## 登記申請手続等

▶ [登記申請・証明書請求などの手続はこちら](#)

## 法務局からの重要なお知らせ

- ▶ [令和3年4月1日から商業登記電子証明書の手数料を大幅に引き下げます【PDF】](#)
- ▶ [商業登記規則が改正され、オンライン申請がより便利になりました（令和3年2月15日から）（法務省HP）](#)
- ▶ [令和3年度の休眠整理作業について（法務省HP）](#)
- ▶ [令和2年度法務局職員選考採用試験（係長級）について](#)
- ▶ [令和元年度登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）民間競争入札実施要項について](#)
- ▶ [改元に伴う登記事務の取扱いについて](#)
- ▶ [法務省の名称等を不正に使用した架空請求により被害が発生しています（法務省HP）](#)

## 新型コロナウイルス感染症関連情報

- [新型コロナウイルス感染症に関連して－差別や偏見をなくしましょう－（法務省HP）](#)
- [新型コロナウイルス感染症に関連する差別的取扱いの防止について－新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されました－（法務省HP）](#)
- [登記完了予定日について](#)
- [登記事項証明書・印鑑証明書の取得等について](#)
- [各手続のお問合せについて](#)
- [登記・供託に関するオンライン申請等の活用について](#)

## 災害対応関連情報

- [令和2年7月豪雨への対応について](#)
- [令和元年台風第19号への対応について](#)

## 法務局

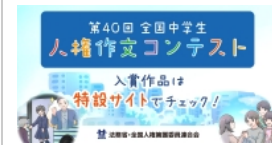
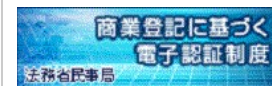
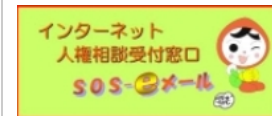
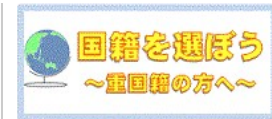
- ▶ [業務のご案内](#)
- ▶ [各法務局のホームページ](#)
- ▶ [管轄のご案内](#)
- ▶ [不動産登記申請手続](#)
- ▶ [商業・法人登記申請手続](#)
- ▶ [その他の登記関係・供託手続](#)
- ▶ [遺言書保管手続](#)
- ▶ [各種証明書請求手続](#)
- ▶ [オンライン申請のご案内](#)
- ▶ [電子証明書取得のご案内](#)
- ▶ [人権相談について](#)
- ▶ [各法務局の入札公募情報](#)
- ▶ [ご意見・ご要望](#)

- [平成30年北海道胆振東部地震への対応について](#)
- [平成30年7月豪雨への対応について](#)
- [平成28年熊本地震への対応について](#)
- [東日本大震災への対応について](#)
- [東日本大震災で被災した土地・建物を取得した場合等の調整割合について](#)

## 新着情報

▶ [新着情報一覧](#)

- ▶ 2022年04月01日  
不動産 [相続登記の登録免許税の免税措置について](#)
- ▶ 2022年04月01日  
不動産 [令和4年4月1日以降の登録免許税に関するお知らせ](#)
- ▶ 2021年09月24日  
お知らせ [令和3年10月1日の速達料金の引下げについて](#)
- ▶ 2021年04月13日  
不動産 [令和3年4月1日以降の登録免許税に関するお知らせ](#)
- ▶ 2020年10月26日  
お知らせ [法定相続情報証明制度の利用範囲の拡大について（令和2年10月26日～）](#)
- ▶ 2020年03月30日  
人権 [法務局（支局を含む）において人権相談をされる方へ](#)
- ▶ 2020年03月12日  
戸籍 [戸籍統一文字情報のページが新しくなりました。](#)
- ▶ 2019年10月14日  
お知らせ [令和元年台風第19号への対応について](#)
- ▶ 2019年08月01日  
お知らせ [令和元年度登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）民間競争入札実施要項について](#)
- ▶ 2019年07月17日  
お知らせ [令和元年度登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）民間競争入札実施要項（案）に関する意見募集の結果について（電子政府の総合窓口（e-Go v）へリンク](#)



▶ [法務局ホームページのご利用に当たって](#) ▶ [プライバシーポリシー](#) ▶ [関連リンク集](#)

「公証人」という機関を設けて、一定の事項を証明させる制度

法務大臣

任命 ↓ ↓ 監督

公証人

根拠法：公証人法  
(明治41年法律第53号、  
1909年(明治42年)8月16日施行)

- ◇ 国家公務員法上の公務員には当たらないが、法務大臣により任命され、国の公務である公証事務を取り扱う。→ **実質的意義の公務員**
- ◇ 国から給与等は受けず、政令で定められた手数料等の収入のみにより**独立採算**で事業を営む。
- ◇ **守秘義務・職務専念義務**を負う。

全国に502名  
(R4.4.1現在)

## 公正証書の作成

契約その他の法律行為等について、**証明力の高い証書を作成する。**  
\* 遺言、金銭消費貸借、売買、賃貸借等

## 私署証書・定款の認証

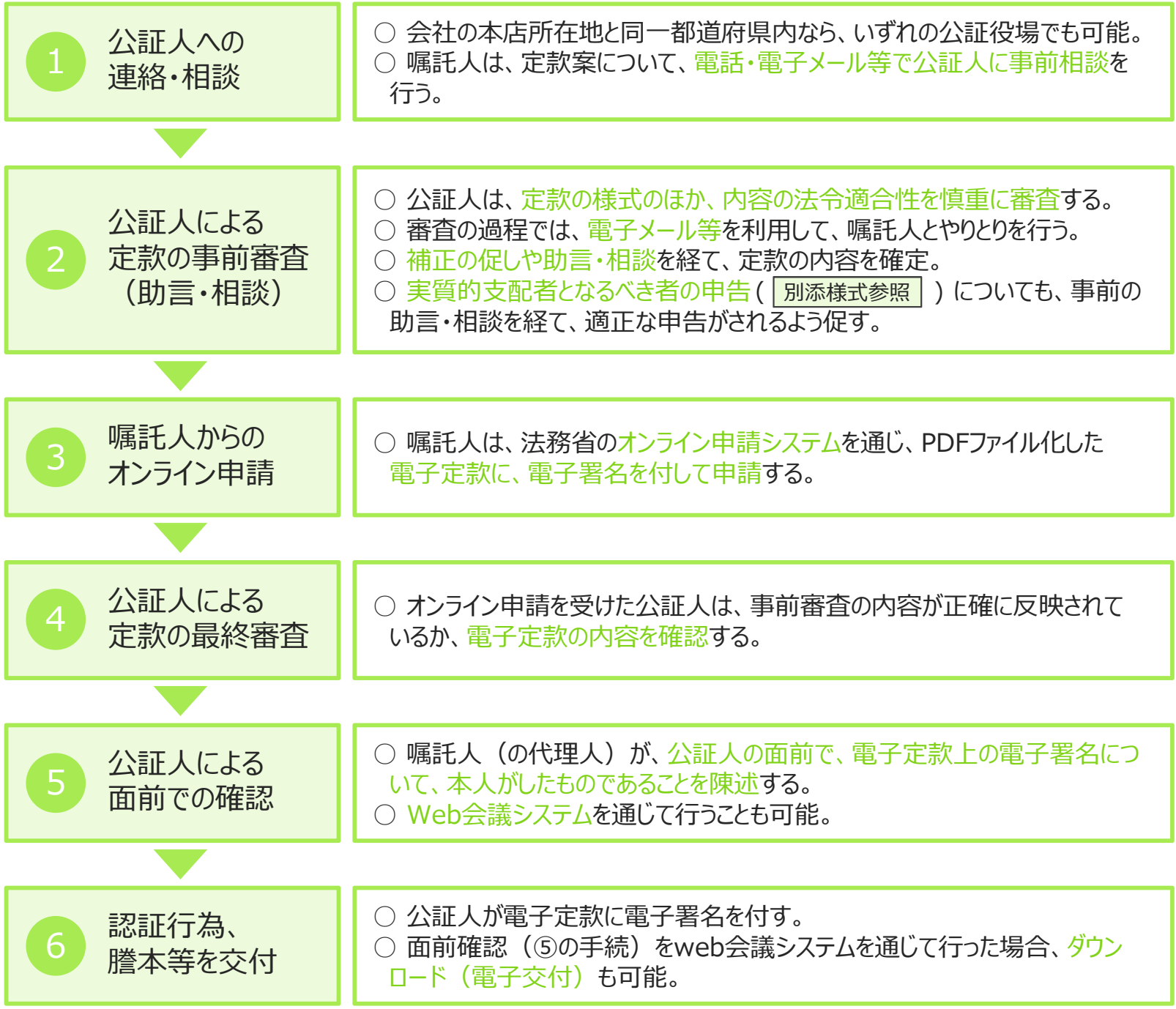
私文書や会社設立時に作成する定款について、**作成名義の真正性等を証明する。**

## 確定日付の付与

私文書の確定日付を付与し、**その日付における文書の存在を証明する。**  
\* 債権譲渡の対抗要件

法律の専門家として、違法・無効な内容のものでないかどうかを審査する。

国民の私的紛争の防止、私的な法律関係の明確化・安定化を図る。



株式会社設立時に作成する定款については、公証人の認証が必要とされている（会社法30条等）。

公証人は定款認証に際して、以下を中心に審査する。

- ✓ 作成名義の真正、真意に基づくかどうか（公証人法26条、28条、31条、60条）
- ✓ 適法性・有効性（公証人法26条、60条）
- ✓ 相当の考慮をしたかどうか（公証人法施行規則13条1項）